

8-2 茅ヶ崎市区域外就学許可基準

平成20年4月1日施行

区分	申請理由	学年	許可期間等	添付すべき書類	備考	
1	市外へ転居したが、そのまま在学校に就学する場合	小学校	1～5年	願出の属する学期末まで	□住民票	中学校2年生で後期以降転居した場合は卒業まで
			6年	卒業まで		
		中学校	1-2年	願出の属する学期末まで		
			3年	卒業まで		
2	やむを得ず住民票を異動させたが、住居は引越していないので現住居（生活地）から通学する場合	全学年	引越しの日まで	□住民票	特別な事情により、先に住所を移転してしまった場合	
3	転入予定なので、あらかじめ転入先の学校へ入学する場合	全学年	転入予定日まで	□住民票 □建築確認申請の写し □売買契約書の写し等	①所在地・期間が確認できる書類 ②期間はおおむね6ヶ月程とする。	
4	私立、国公立大学の附属小・中学校へ入学する場合	全学年		□入学承諾書		
5	その他教育的配慮が必要な場合	全学年	必要と認められる期間	□確認書 □住民票 □学校長の具申書	①市外へ転居したが、学校行事が終了するまで等一定期間今までの学校へ就学を希望する場合 ②その他教育長が特に必要と認めた場合	